

議第 143 号

令和 2 年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条の規定により、令和 2 年度下呂市一般会計は次のとおり、令和 2 年度下呂市立金山病院事業会計へ繰出するものとする。

繰出額 1,050 千円

令和 2 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

金山病院におけるマイナンバーカードを活用した「オンライン資格確認」体制の導入に必要な経費の一部（医療提供体制設備整備交付金対象事業費の 2 分の 1）を繰出することについて議決を求めるもの。